

<p>所療養介護を行う病棟に指定居宅サービス基準第百四十二条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、これらの規定に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていること。</p>	<p>居宅サービス基準附則第四条第二項の規定に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、指定短期入所療養介護を行なう病棟に指定居宅サービス基準附則第四条第一項及び第六条の規定により読み替えて適用される指定居宅サービス基準附則第四条第二項に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、これらの規定に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていること。</p>
---	--

<p>ハ 診療所である指定短期入所療養介護事業所に係る厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び短期入所療養介護費の算定方法 指定短期入所療養介護の月平均の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における短期入所療養介護費については、同表の下欄に掲げることにより算定する。</p>	<p>ハ 診療所である指定短期入所療養介護事業所に係る厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び短期入所療養介護費の算定方法 指定短期入所療養介護の月平均の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における短期入所療養介護費については、同表の下欄に掲げることにより算定する。</p>
--	--

厚生労働大臣が定める利用者の数	厚生労働大臣が定める短期入所療養介護費
-----------------	---------------------

の基準	介護費の算定方法	の基準	介護費の算定方法
指定短期入所療養介護を行う病室における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計に基づき都道府県知事に提出した入院患者の定員を超えること。	指定居宅サービス介護給付単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定計数が施行規則第百二十二条の規定に基づき都道府県知事に提出した入院患者の定員を超えること。	指定短期入所療養介護を行う病室における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計に基づき都道府県知事に提出した入院患者の定員を超えること。	指定居宅サービス介護給付単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定計数が施行規則第百二十二条の規定に基づき都道府県知事に提出した入院患者の定員を超えること。

<p>五 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び介護従業者の員数の基準並びに痴呆対応型共同生活介護費の算定方法 イ 指定痴呆対応型共同生活介護の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における痴呆対応型共同生活介護費については、同表の下欄に掲げることにより算定する。</p>	<p>五 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び介護従業者の員数の基準並びに痴呆対応型共同生活介護費の算定方法 イ 指定痴呆対応型共同生活介護の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における痴呆対応型共同生活介護費については、同表の下欄に掲げることにより算定する。</p>
---	---

の基準	共同生活介護費の算定方法	の基準	共同生活介護費の算定方法
厚生労働大臣が定める利用者の数の基準に基づき都道府県知事に提出した運営規程に定められている利用定員を超えること。	指定居宅サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定	厚生労働大臣が定める利用者の数の基準に基づき都道府県知事に提出した運営規程に定められている利用定員を超えること。	指定居宅サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定

		する。	
ロ 指定痴呆対応型共同生活介護事業所の介護従業者の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における痴呆対応型共同生活介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。		する。	
厚生労働大臣が定める介護従業者の員数の基準 指定居宅サービス基準第百五十七条に定める員数を置いていないこと。	厚生労働大臣が定める痴呆対応型共同生活介護費の算定方法 指定居宅サービス介護給付費単位表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。	厚生労働大臣が定める介護従業者の員数の基準 指定居宅サービス基準第百五十七条に定める員数を置いていないこと。	厚生労働大臣が定める痴呆対応型共同生活介護費の算定方法 指定居宅サービス介護給付費単位表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。
六 厚生労働大臣が定める看護職員等の員数の基準及び特定施設入所者生活介護費の算定方法 指定特定施設の看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における特定施設入所者生活介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。	厚生労働大臣が定める看護職員又は介護職員の員数の基準 厚生労働大臣が定める特定施設入所者生活介護費の算定方法 指定特定施設の看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における特定施設入所者生活介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。	厚生労働大臣が定める看護職員又は介護職員の員数の基準 厚生労働大臣が定める特定施設入所者生活介護費の算定方法 厚生労働大臣が定める看護職員又は介護職員の員数の基準に該当する場合における特定施設入所者生活介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。	
七 厚生労働大臣が定める入所者の数の基準及び介護職員等の員数の基準並びに介護福祉施設サービス費の算定方法 イ 指定介護老人福祉施設の月平均の入所者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における介護福祉施設サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。	厚生労働大臣が定める入所者の数の基準 厚生労働大臣が定める介護福祉施設サービス費の算定方法 施行規則第百三十四条の規定に基づき都道府県知事に提出した運営規程に定められている入所定員を超えること（老人福祉法第十条の四第一項第三号又は第十二条第一	厚生労働大臣が定める入所者の数の基準 厚生労働大臣が定める介護福祉施設サービス費の算定方法 施行規則第百三十四条の規定に基づき都道府県知事に提出した運営規程に定められている入所定員を超えること（老人福祉法第十条の四第一項第三号又は第十二条第一	

<p>厚第1号の規定による市町村が行つた措置又は病院若しくは診療所に入院中の入所者の再入所の時期が見込みより早い時期となつたことにより、入所定員を超えることが、やむを得ない場合にあつては入所定員の数に百分の百五を乗じて得た数（入所定員が四十を超える場合にあつては、入所定員に二を加えて得た数）を、当該介護老人福祉施設に併設される指定短期入所生活介護事業所の施設を利用して介護福祉施設サービスを提供することにより、入所定員を超えることが、要介護被保険者の緊急その他の事情を勘案してやむを得ない場合にあつては入所定員の数に百分の百五を乗じて得た数を超えること。）。</p>	<p>サービス等介護給付費単位数表」という。）の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>	<p>厚第1号の規定による市町村が行つた措置又は病院若しくは診療所に入院中の入所者の再入所の時期が見込みより早い時期となつたことにより、入所定員を超えることが、やむを得ない場合にあつては入所定員の数に百分の百五を乗じて得た数（入所定員が四十を超える場合にあつては、入所定員に二を加えて得た数）を、当該介護老人福祉施設に併設される指定短期入所生活介護事業所の施設を利用して介護福祉施設サービスを提供することにより、入所定員を超えることが、要介護被保険者の緊急その他の事情を勘案してやむを得ない場合にあつては入所定員の数に百分の百五を乗じて得た数を超えること。）。</p>	<p>サービス等介護給付費単位数表」という。）の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>
--	---	--	---

ロ 指定介護老人福祉施設の介護職員、看護職員又は介護支援専門員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護福祉施設サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算

ロ 指定介護老人福祉施設の介護職員、看護職員又は介護支援専門員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護福祉施設サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算

定する。ただし、平成十七年三月三十一日までの間は、同表の上欄中「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。）第二条」とあるのは、「指定介護老人福祉施設基準附則第一条並びに指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成十五年厚生労働省令第〇〇号。以下「新指定介護老人福祉施設基準」という。）附則第一条及び第二条の規定により読み替えて適用される指定介護老人福祉施設基準第二条」とし、平成十八年三月三十一日までの間は、同表の上欄中「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。）第二条」とあるのは、「新指定介護老人福祉施設基準附則第一条及び第二条の規定により読み替えて適用される指定介護老人福祉施設基準第二条」とする。（アヤマネ幹連担当）

定する。

<p>厚生労働大臣が定める介護職員、看護職員又は介護支援専門員の員数の基準</p>	<p>厚生労働大臣が定める介護福祉施設サービス費の算定方法</p>	<p>厚生労働大臣が定める介護職員、看護職員又は介護支援専門員の員数の基準</p>	<p>厚生労働大臣が定める介護福祉施設サービス費の算定方法</p>
<p>指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号。以下「指定介護老人福祉施設基準」とい</p>	<p>指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護職員及び看護職員の配置に応じた所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用い</p>	<p>指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号。附則第一</p>	<p>指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護職員及び看護職員の配置に応じた所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用い</p>

う。)第一条に定める員数を置いて いなすこと(当該指定介護老人福 祉施設が一部小規模生活単位型指 定介護老人福祉施設(指定介護老 人福祉施設基準第五十条に規定す る一部小規模生活単位型指定介護 老人福祉施設をいう。以下同 じ。)である場合にあつては、当 該施設のユニット部分(指定介護 老人福祉施設基準第五十一条に規 定するユニット部分をいう。以下 この号において同じ。)以外の部 分について、指定介護老人福祉施 設基準第一条第一項第二号イ及び 第六号に定める介護職員又は看護 職員を置いていない場合を含 む。)	て、指定施設サービス等に要する 費用の額の算定に関する基準の例 により算定する。	替えて適用される同令第一条に定 める員数を置いていなすこと。 めの算定する。	て、指定施設サービス等に要する 費用の額の算定に関する基準の例 により算定する。
--	--	--	--

ハ 指定介護老人福祉施設の介護職員、看護職員又は介護支援専門員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における小規模生活単位型介護老人福祉施設サービス費について、同表の下欄に掲げるとおりにより算定する。ただし、平成十八年三月三十一日までの間は、同表の上欄中「指定介護老人福祉施設基準第二条」とあるのは、

「新指定介護老人福祉施設基準附則第二条及び第三条の規定により読み替えて適用される指定介護老人福祉施設基準第一条」とする。〔ア〕	
〔ア〕〔本條款解説〕	
厚生労働大臣が定める介護職員、看護職員又は介護支援専門員の員数の基準	厚生労働大臣が定める介護福祉施設サービス費の算定方法
常勤換算方法で、入所者の数の合計数が三又はその端数を増すことにより一以上の介護職員又は看護職員の数を置いておらず、又は、指定介護老人福祉施設基準第一条に定める員数の介護支援専門員を置いていないこと。(当該指定介護老人福祉施設が一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設である場合にあつては、指定介護老人福祉施設基準第一条に定める員数の介護支援専門員を置いておらず、又は、当該施設のユニット部分について、常勤換算方法で、当該施設のユニット部分の入所者の数の合	指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護職員及び看護職員の配置に応じた所定単位数に百分比七十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

	計数が二又はその端数を増すこと に一以上の介護職員又は看護職員 の数を置いていない場合を含む。)		
八 厚生労働大臣が定める入所者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護保健施設サービス費の算定方法	イ 介護老人保健施設の月平均の入所者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における介護保健施設サービス費については、同表の下欄に掲げることにより算定する。	八 厚生労働大臣が定める入所者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護保健施設サービス費の算定方法	
厚生労働大臣が定める入所者の数の基準 施行規則第百三十六条第一項の規定に基づき都道府県知事に提出した運営規程に定められている入所定員を超えること。	厚生労働大臣が定める介護保健施設サービス費の算定方法 指定施設サービス等介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。	厚生労働大臣が定める入所者の数の基準 施行規則第百三十六条第一項の規定に基づき都道府県知事に提出した運営規程に定められている入所定員を超えること。	厚生労働大臣が定める介護保健施設サービス費の算定方法 指定施設サービス等介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。
ロ 介護老人保健施設の医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士又は介護支援専門員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準	ロ 介護老人保健施設の医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士又は介護支援専門員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準		

に該当する場合における介護保健施設サービス費については、同表の下欄に掲げることにより算定する。ただし、平成十七年三月三十一日までの間は、同表の上欄中「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号。以下「介護老人保健施設基準」という。）第二条」とあるのは、「介護老人保健施設基準附則第一条並びに介護老人保健施設の人員、施設及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成十五年厚生労働省令第〇〇号。以下「新介護老人保健施設基準」という。）附則第一条及び第三条の規定により読み替えて適用される介護老人保健施設基準第二条」とし、平成十八年三月三十一日までの間は、同表の上欄中「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）」とあるのは、「新介護老人保健施設基準附則第一条及び第三条の規定により読み替えて適用される介護老人保健施設基準第一条」とする。（アマヤ各種添付書）	に該当する場合における介護保健施設サービス費については、同表の下欄に掲げることにより算定する。
--	---

厚生労働大臣が定める医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士又は介護支援専門員の員数の基準 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）	厚生労働大臣が定める介護保健施設サービス費の算定方法 指定施設サービス等介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数に百分の	厚生労働大臣が定める医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士又は介護支援専門員の員数の基準 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）	厚生労働大臣が定める介護保健施設サービス費の算定方法 指定施設サービス等介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数に百分の
---	---	---	---

第一条に定める員数を置いていないこと。	七十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。	附則第一条及び第三条の規定により読み替えて適用される同令第二条に定める員数を置いていないこと。
九 厚生労働大臣が定める入院患者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護療養施設サービス費の算定方法 イ 病院である指定介護療養型医療施設に係る厚生労働大臣が定める入院患者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護療養施設サービス費の算定方法 (1) 指定介護療養型医療施設の月平均の入院患者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における介護療養施設サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。	九 厚生労働大臣が定める入院患者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護療養施設サービス費の算定方法 イ 病院である指定介護療養型医療施設に係る厚生労働大臣が定める入院患者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護療養施設サービス費の算定方法 (1) 指定介護療養型医療施設の月平均の入院患者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における介護療養施設サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。	九 厚生労働大臣が定める入院患者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護療養施設サービス費の算定方法 イ 病院である指定介護療養型医療施設に係る厚生労働大臣が定める入院患者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護療養施設サービス費の算定方法 (1) 指定介護療養型医療施設の月平均の入院患者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における介護療養施設サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。
厚生労働大臣が定める入院患者の数の基準	厚生労働大臣が定める介護療養施設サービス費の算定方法	厚生労働大臣が定める入院患者の数の基準
施行規則第百三十八条の規定に基づき都道府県知事に提出した運営規程に定められている入院患者の定員を超えること。	指定施設サービス等介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。	施行規則第百三十八条の規定に基づき都道府県知事に提出した運営規程に定められている入院患者の定員を超えること。

(2) 指定介護療養型医療施設の医師、看護職員、介護職員又は介護支援専門員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護療養施設サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。ただし、平成十八年三月三十日までの間は、同表の上欄中「同条に定める員数の介護支援専門員」とあるのは、「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準」の一部を改正する省令（平成十五年厚生労働省令第〇〇号）。以下「新指定介護療養型医療施設基準」という。）附則第一条及び第三条の規定により読み替えて適用される指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号。以下「指定介護療養型医療施設基準」という。）第一条に定める員数の介護支援専門員」と、「第一条に定める員数の介護支援専門員」とあるのは、「新指定介護療養型医療施設基準附則第一条及び第三条の規定により読み替えて適用される指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数の介護支援専門員」とする。（アマノ幹

(2) 指定介護療養型医療施設の医師、看護職員、介護職員又は介護支援専門員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護療養施設サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

<p>厚生労働大臣が定める医師、看護職員、介護職員又は介護支援専門員の員数の基準</p>	<p>厚生労働大臣が定める介護療養施設サービス費の算定方法</p>	<p>厚生労働大臣が定める医師、看護職員、介護職員又は介護支援専門員の員数の基準</p>
<p>別に厚生労働大臣が定める地域に</p>	<p>指定居宅サービス介護給付費単位</p>	<p>別に厚生労働大臣が定める地域に</p>

<p>所在する指定介護療養型医療施設であつて医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たもの以外の指定介護療養型医療施設において、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号）第二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、同条に定める員数の介護支援専門員を置いており、かつ、指定介護療養型医療施設サービスを行つ病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていること。</p>	<p>数表の病院療養型病床群短期入所療養介護費割又は痴呆疾患型短期入所療養介護費割の所定単位数に百分の九十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>	<p>所在する指定介護療養型医療施設であつて医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たもの以外の指定介護療養型医療施設において、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号）附則第二条第一項の規定により読み替えて適用される同令第二条及び同令附則第一条第一項に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、同令附則第二条第一項及び第三条の規定により読み替えて適用される同令第一条並びに同令附則第三条の規定により読み替えて適用される同令附則第二条第一項に定める員数の介護支援専門員を置いており、かつ、指定介護療養型医療施設サービスを行う病棟に同令附則第三条第一項及び第五条の規定により読み替えて適用される同令第一条並びに同令附則第一条第一項に定め</p>	<p>位数表の療養型介護療養施設サービス費割痴呆疾患型介護療養施設サービス費割又は介護力強化型介護療養施設サービス費割の所定単位数に百分の九十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>
<p>指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数の介護支援専門員を置いており、かつ、指定介護療養施設サービスを行つ病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、これらの規定に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていないこと。</p>	<p>指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準附則第二条第一項及び第三条の規定により読み替えて適用される同令附則第三条並びに同令附則第三条の規定により読み替えて適用される同令附則第二条第一項に定める員数の介護支援専門員を置いており、かつ、指定介護療養型医療施設サービスを行う病棟に同令附則第二条第一項及び第五条の規定により読み替えて適用される同令第二条並びに同令附則第二条第一項に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、これらの規定に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていないこと。</p>	<p>指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準附則第二条第一項及び第三条の規定により読み替えて適用される同令附則第三条並びに同令附則第三条の規定により読み替えて適用される同令附則第二条第一項に定める員数の介護支援専門員を置いており、かつ、指定介護療養型医療施設サービスを行う病棟に同令附則第二条第一項及び第五条の規定により読み替えて適用される同令第二条並びに同令附則第二条第一項に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、これらの規定に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていないこと。</p>	<p>指定介護療養型医療施設の人員、指定施設サービス等介護給付費單</p>

<p>基準第二条に定める員数の介護支援専門員を置いていないこと。</p> <p>指定介護療養施設サービスを行う病棟に指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていないこと。</p>	<p>位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>	<p>設備及び運営に関する基準附則第一条第一項及び第三条の規定により読み替えて適用される同令第二条並びに同令附則第三条の規定により読み替えて適用される同令附則第一条第二項に定める員数の介護支援専門員を置いていないこと。</p>	<p>位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>
<p>別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護療養型医療施設であつて医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものにおいて、指定介護療養型医療施設</p>	<p>指定施設サービス等介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数から十二単位を控除して得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する</p>	<p>別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護療養型医療施設であつて医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものにおいて、指定介護療養型医療施設</p>	<p>指定施設サービス等介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数から十二単位を控除して得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する</p>

<p>基準第二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、同条に定める員数の介護支援専門員を置いており、かつ、指定介護療養施設サービスを行なう病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員をおいており、これらの規定に定める看護職員の員数に百分の一十を乗じて得た数の看護師を置いていること。</p>	<p>費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>	<p>の人員、設備及び運営に関する基準附則第二条第一項の規定により読み替えて適用される同令第二条及び同令附則第一条第一項に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、同令附則第二条第一項及び第三条の規定により読み替えて適用される同令第二条並びに同令附則第三条の規定により読み替えて適用される同令附則第二条第一項に定める員数の介護支援専門員を置いており、かつ、指定介護療養施設サービスを行なう病棟に同令附則第二条第一項及び第五条の規定により読み替えて適用される同令第二条第二項に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていること。</p>	<p>費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>
--	--------------------------------	--	--------------------------------

口 診療所である指定介護療養型医療施設に係る厚生労働大臣が定める入院患者の数の基準及び介護療養施設サービス費の算定方法
指定介護療養型医療施設の月平均の入院患者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における介護療養施設サービス費については、同表の下欄に掲げるとともにより算定する。

厚生労働大臣が定める入院患者の数の基準	厚生労働大臣が定める介護療養施設サービス費の算定方法
施行規則第百三十八条の規定に基づき都道府県知事に提出した運営規程に定められている入院患者の定員を超えること。	指定施設サービス等介護給付費単位教表の所定単位教に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

口 診療所である指定介護療養型医療施設に係る厚生労働大臣が定める入院患者の数の基準及び介護療養施設サービス費の算定方法
指定介護療養型医療施設の月平均の入院患者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における介護療養施設サービス費については、同表の下欄に掲げるとともにより算定する。

厚生労働大臣が定める入院患者の数の基準	厚生労働大臣が定める介護療養施設サービス費の算定方法
施行規則第百三十八条の規定に基づき都道府県知事に提出した運営規程に定められている入院患者の定員を超えること。	指定施設サービス等介護給付費単位教表の所定単位教に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。